

猪苗代警察署管内の犯罪・交通事故発生状況(令和5年10月末現在)

1 犯罪発生状況

町村別	年別		増減
	令和5年	令和4年	
猪苗代町	28	22	6
磐梯町	23	5	18
裏磐梯	1	2	-1
計	52	29	23

町村別 罪種別	猪苗代町		磐梯町		裏磐梯	
	5年	4年	5年	4年	5年	4年
窃盗犯計	15	15	20	3		1
空き巣、忍び込みなど	2	1	10	1		
万引き、車上狙いなど	13	12	10	2		1
自動車盗など		2				
詐欺など	4	1	1	1		
暴行・傷害など	1	2		1		
器物損壊	5	2	1		1	1
その他	3	2	1			
合計	28	22	23	5	1	2

◎令和5年10月末現在の県内における「なりすまし詐欺」(オレオレ詐欺など)の発生状況は68件、被害金額は1億1,157万円(前年同期比-22件、-1億117万円)です。

◎被害を防ぐための第一歩「POLICEメールふくしま」に登録しましょう。pmf01@uh.asp.cuenote.jpに空メールを送り、登録しましょう。

◎猪苗代警察署 ☎(63)0110

2 交通事故状況

	猪苗代町		磐梯町		裏磐梯	
	本年	前年	本年	前年	本年	前年
人身事故発生件数	19	22	4	3	3	0
増減	-3		1		3	
死者数	1	0	0	0	1	0
増減	1		0		1	
傷者数	24	21	5	4	2	1
増減	3		1		1	
物件事故	450	437	78	80	66	49
増減	13		-2		17	

◎管内では、出会い頭の事故が多発しています。交差点では、確実に一時停止や安全確認をしましょう。

◎雪道では、スリップ事故が多発します。急発進・急ハンドル・急ブレーキはやめましょう。

税金

「決算のしかた」の説明動画

国税庁では、確定申告のための決算の方法や注意点などを説明する動画「決算のしかた(青色申告編・白色申告編・農業所得編)」をYouTube 国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ぜひご覧ください。

(「国税庁動画 決算」で検索)

◎会津若松税務署 個人課税第一部門(直通)

☎(27)4314

除雪・災害情報

除雪のお願いと作業にはご注意ください

◎消火栓などの除雪のお願い

消防署・消防団は、火災発生時に消火栓や防火水槽を使用して消火活動を行います。これから雪が降り、家の周りの消火栓や防火水槽に雪が積もりましたら、除雪をしていただくようご協力をお願いします。

また、消火栓や防火水槽の周りには雪を捨てないようご協力をお願いします。

◎屋根の雪下ろしに注意

屋根の雪下ろし作業中の転落事故が毎年発生しています。転落は重大なけがとなる場合があります。屋根の雪下ろし作業をする際には、安全

帯などを使用して転落防止を図り、十分に注意して行ってください。

また、できる限り2人以上で作業し、お互いに安全を確認し合い、万が一事故が発生した際には、直ちに119番通報をしてください。

災害情報等案内サービスの電話番号が変わります

●電話番号

【変更前】 ☎(25)1133

【変更後】 ☎(93)6119

●変更時期

12月15日(金)午後5時

◎猪苗代消防署

☎(62)4433

相続・土地

「相続登記をしないとどうなりますか？」

Q1 「先日父が亡くなりました。実家の土地・建物は父の名義です。不動産の相続登記はいつまでにすればよいですか？また、相続登記をしないでおくと、どのようなデメリットがありますか？」

A1 現在は、土地・建物の相続登記には、申請の義務はありません。しかし、長期間相続登記手続きをしないうちに相続人がさらに亡くなってしまい相続人が増えた結果、遺産分割協議が困難になったりするケースがありますので、早期に相続登記を行うことをお勧めしています。

なお、令和6年4月1日からは相続登記の申請が義務化され、正当な理由なく土地・建物の相続を知ってから3年以内に相続登記をしないと、過料が科せられる場合もありますのでご注意ください(令和6年4月1日より前に発生した相続についても同日以降3年以内に相続登記をする必要があります)。

不動産の所有者が亡くなったら、早めに相続人同士で遺産分割協議を行い、相続登記をしましょう。

「相続した土地を弟と均等に分けたい」

Q2 親から相続した土地を、面積が2分の1になるように、弟と均等に分けたい。

A2 まずは、県土地家屋調査士会のホームページで、お近くの土地家屋調査士を探すなどしてから、その土地家屋調査士にご相談ください。法務局や町役場にある境界に関する資料等を調査の上、その資料に基づき一筆(全部)の境界を確認します。境界杭が亡失した場合は、境界立合いや資料に基づき、境界を復元します。そして、お隣の土地の所有者などにその境界について、同意・承諾をもらいます。その後、各々の土地面積が2分の1になるように地積測量図を作成し、確認いただければ土地分筆登記を法務局に申請します。

◎県司法書士会

☎024(534)7502

◎県土地家屋調査士会

☎024(534)7829

◎福島地方法務局若松支局

☎(27)1501

「土地の境界問題でお困りではありませんか？」

福島地方法務局と県土地家屋調査士会では、連携して境界問題の解決を支援します。

●筆界特定制度

法務局の職員が専門家の意見を踏まえて、申請者等の意見に拘束されず、真実の筆界を特定します。

◎越境している土地の明け渡しなど、所有権に関する問題を直接解決することはできません。

◎福島地方法務局不動産登記部門

地図整備・筆界特定室

☎024(534)2048

●土地家屋調査士ADR制度

土地家屋調査士と弁護士が相談・調停を行い、柔軟に問題解決のお手伝いをします。

◎相手方の応諾がないと、手続きを進めることができません。

◎境界紛争解決支援センターふくしま

☎024(535)3937

相談

全国一斉生活保護相談会 ～困難をともに乗り越えよう～

県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会は、生活保護に関する電話相談会を開催します。

相談は無料、秘密は厳守します。

●日時 1月28日(日)午前10時から午後6時まで

●電話番号 ☎0120(052)088(フリーダイヤル)

◎当日のみの臨時番号です。

◎県青年司法書士協議会

☎(23)8615

病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら
福島県 救急電話相談
「#7119」(短縮ダイヤル)
毎日24時間受付

夜、こどもの体調が急変してしまったら
福島県 こども救急電話相談
「#8000」(短縮ダイヤル)
毎日午後7時～翌朝8時受付

プライバシー保護のため、ホームページ掲載分の
消息欄は削除しました。ご了承ください。

※広報に氏名の掲載を希望されない場合は、死亡届の手続きの際に窓口にお申し出ください。

町の人口
(福島県現住人口調査より)

2023年11月1日現在の現住人口

人口	12,683人
世帯数	4,671戸
出生	2人
転入	21人
死亡	20人
転出	29人

今月の納期 (納期限12月25日)	納期	金額
●固定資産税	3期分	
●国民健康保険税	6期分	
●介護保険料	6期分	
●後期高齢者医療保険料	5期分	
●上下水道使用料	12月分	
●下水道受益者負担金	4期分	

編集後記

▼猪苗代駅前の壁画には「パワースポット」なるものがあるのですが、皆さんぜひ探してみてください。手をかざすといいことがあるかも。▼フルマソンの練習で、磐梯熱海宮へ郡山までの区間30キロを走ってきました。25キロを過ぎてから足が動かなくなり、途中で歩くこともありました。何とか走り切りましたが、大会では気力で42キロを完走したいと思えます(五十嵐)

12月11日～1月末の窓口業務延長日は、12月19日、1月9日と23日です

町では、町民の皆さんの利便性向上を図るため、毎月第2、第4週の火曜日、午後7時まで住民票・税証明発行などの窓口業務の時間を延長しています。

◎総務課 行政管理係 ☎(62)2111